

台風 25 号到来に伴う交通機関の不通、暴風警報等の発令時の対応について

交通機関の不通（原因の如何を問わず）の場合

当日の 10 時 30 分以降に、イ、ロ、ハのいずれかに該当する交通機関が不通の場合、開催を中止します。

（10 時 30 分までに開通した場合は通常通り開催します。）

該当交通機関での事故等による一時的な運転見合わせの際には、実施しますのでご注意ください。

イ．京都市営バスと地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ．阪急電車（河原町～梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋間）、近鉄電車（京都～大和西大寺間、大和西大寺～難波間）、JR（神戸～米原間、木津～京橋間）のうち、2 以上の交通機関が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

ハ．近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

暴風警報あるいは特別警報発表の場合

当日の 9 時 30 分以降に、以下の区域において暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された（されている）場合、開催を中止します。（9 時 30 分までに解除された場合は通常通り開催します。）

ただし、発表された時点で、すでに実施中あるいは開始直前の講座については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。

警報発表対象地域

・予報一次細分区域における

京都府南部、大阪府

・予報二次細分区域における

京都・亀岡、南丹・京丹波、山城中部、山城南部、大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州